

2013年2月15日

岡山市長 高谷茂男 様

岡山市北区下伊福西町 1-53
岡山県地域人権運動連絡協議会
議長 中島純男

岡山市の非人道的取扱いに対する抗議

貴職におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、日頃から人権と民主主義、住民自治の行政を推進されていることに敬意を表します。

さて、岡山県人権連では、この間すべての市民・県民の人権確立の観点で障害者自立支援法違憲訴訟、その後の「基本合意の完全実現をめざすとりくみ」などを支援し司法、行政などの対応を注視してきました。

結果として、政府のもと設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の提言(2011年8月30日)では、「本人のニーズに合った支援サービス」などを、めざすべき障害者総合福祉法の重要なポイントに挙げています。そして、障害の種類や程度、年齢など多様な支援の水準がありそれを尊重すること、制度間の空白、谷間をなくすことなどを指摘しています。

しかし、このたび、岡山市における障害者の福祉をめぐる、その指摘していることを真っ向から否定する事態が惹起しています。

中区高島在住の重度障害者の浅田達雄さんは、2月16日に65歳の誕生日を迎えます。この祝うべき日に彼が受給している障害者自立支援法による重度訪問介護サービスが打ち切られることが判明しました。

理由は、介護保険を申請していないからとのことです。彼が、介護保険による介護申請をしないのは、介護保険を受けることによって生じる自己負担額があまりにも高額で、現状の彼の生活では、食費(1日1,500円)の23日分に当たる35,800円が必要になるからです。到底、これまでの生活が維持できないからです。

彼は、このことを昨年11月2日から障害福祉課に伝え、障害者自立支援法による介護だけの支援にしてほしいと善処を求めてきました。

しかし、障害福祉課は、介護保険優先であるからと障害者自立支援法による福祉サービス受給者証の更新申請を棚上げにし、2月12日付けで「岡山市介護給付費等不支給(却下)決定通知」により、介護保険の要介護認定がされていないことを理由に、2月16日以後の浅田さんの重度訪問介護を打ち切ると通知してきました。

この措置は、16日以後の浅田さんの生活を破壊し、命まで奪うことを意味します。障害者自立支援法第1条に違背することはもとより、人権無視の非道なやり方で絶対に許されません。人権の観点から運動を取り組んでいる岡山県人権連として到底看過できるものではありません。

全国でも例を見ないこの非人道的措置に強く抗議するとともに、即刻、浅田さんの福祉サービスがこれまで通り受けられるようにすることを求めます。

以上